

大人気の「技術契約シリーズ」特別編 改正民法に備える！契約見直しの重要ポイント総点検

～民法改正の技術契約への影響は？～ 中小企業のための技術契約（民法改正対応編）

民法は、私人間の法律関係を規律する基本法であり、会社間でも適用される重要な法律です。民法は、約120年間、全般的な見直しがなされてきませんでした。今般、経済や社会情勢の変化に対応するため、規定の新設や、これまでの判例や法解釈によって定着してきたルールの明文化などが行われました。改正法によって「何が実務に影響するか」や「何が起こり得るか」を施行前に知ることは混乱を避けるために必要不可欠です。

そこで今回は、民法改正が技術契約（企業が所有する情報や技術、ノウハウ等を対象とした契約）に与える影響について学ぶセミナーを開催します。来年4月1日の施行に先立ち、その概要と主な内容、様々な技術契約への影響について知識を深めていただき、契約内容の見直しを含めた検討とする機会としていただければと思いますので、是非、奮ってご参加ください。

当日のプログラム（予定）

1. 民法（債権法）改正について（改正内容の概要/重要改正項目について）
2. 技術契約への影響（共通して考慮すべき事項/契約類型ごとのポイントetc）

※本セミナーは民法改正が技術契約に与える影響を中心に話しいたします。

日時：2019年12月4日（水）13:45～16:45

[開場] 13時15分～

場所：東京商工会議所 5階 Hall&Conference
（千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル5F）

アクセス：千代田線二重橋前駅直結・JR「有楽町駅」徒歩5分

参加費：会員1,000円/非会員5,000円(税込・1名分)

※当日に受付で現金にて申し受けます。

※非会員の方：入会方法は下記事務局までお問い合わせください。

個人事業主の方であれば年会費1万円からご加入いただけます

講師：八重洲グローバル法律事務所 弁護士 藤井 幹晴 氏

企画：東京商工会議所 知的財産委員会、経済法規委員会

（日本商工会議所共催）

定員80名
先着



お申込方法

※ウェブサイトでの申込みができない場合、お電話でお問合せ下さい

- 東京商工会議所ホームページ右上、「イベントを検索」よりお申込み下さい

【イベント番号】No. **95030**

イベントを検索



イベント番号を入力して、エンターキー

※開催5日前を目途に参加費を記載した参加券を電子メールで送付します。当日ご持参ください。

- 問合せ先：東京商工会議所産業政策第一部 村松・寺田（Tel 03-3283-7630）

※ご記入いただいた情報は、本講座を受講していただくために必要なご連絡等に使用すると同時に、参加者名簿（記録用・講師用）作成、および各種情報提供に利用いたします。